

入湯税の導入に伴う市税条例の改正の概要 (平成22年3月26日条例第43号)

鉱泉浴場における入湯客に対し入湯税を課する必要があるため、必要な措置を講じることとし、市税条例の改正を行いました。

なお、改正の概要は以下のとおりです。

(改正事項)

1 目的及び納税義務者

環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯客に対し、入湯税を課することとする。

2 課税免除

次に掲げる者に対しては、入湯税を課さないこととする。

(1) 小学生以下の者

(2) 共同浴場又は物価統制令に基づき入浴料金が統制されている公衆浴場（いわゆる銭湯）において入湯する者

(3) 入湯するために必要な料金が1,000円（消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む。）以下である施設において宿泊を伴わないで入湯する者

3 税率

入湯税の税率は、入湯客1人1日（宿泊を伴う場合は、1泊をもって1日とする。）につき、次に掲げるとおりとする。

(1) 宿泊を伴う入湯 150円

(2) 宿泊を伴わない入湯 100円

4 徴収の方法

入湯税の徴収については、特別徴収の方法によることとする。

5 特別徴収の手続

入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とし、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収し、毎月末日までに、前月1日から末日までに徴収すべき入湯税に係る納入金を納入しなければならないこととする。

6 特別徴収義務者の申告

(1) 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營を開始する日の前日までに、必要な事項を市長に申告しなければならないこととする。

(2) (1)にかかわらず、平成22年10月1日において現に鉱泉浴場を經營している者又は同日から同年11月1日までの間において經營を開始しようとする者は同年10月31日までに、同年11月2日から平成23年4月1日までの間において經營を開始しようとする者は經營を開始する日の前日までに、必要な事項を市長に申告しなければならないこととする。

7 特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等

入湯税の特別徴収義務者は、入湯客数、税額その他必要な事項を帳簿に記載し、当該帳簿をその記載の日から7年間保存しなければならないこととする。